

一般の皆様へ

不妊治療における精子凍結の費用が変更になります

日本産科婦人科学会

理事長 加藤聖子

生殖・内分泌委員会委員長 岩瀬 明

- ・令和6年度の診療報酬改定により精子凍結保存管理料が新設されます。
- ・あわせて選定療養にも精子の凍結又は融解の項目が新設されます。
- ・選定療養とは患者の快適性や利便性などにかかる療養であり、保険給付の対象ではありませんが、保険診療との併用が認められる治療です。

精子凍結保存管理料（保険診療）が適応となるのは・・・

- ・精巣内精子採取術によって得られた精巣内精子と高度乏精子症患者における射出精子を体外受精・顕微授精に用いることを目的として凍結保存をおこなう場合が対象となります。
- ・医療上必要があると認められる場合に行われるもので、精子凍結を考慮する高度の乏精子症の基準としては精子濃度として 5×10^6 /mL未満が目安となります¹。
- ・実際に精子凍結保存を行うかどうかについては、治療スケジュールなども検討し担当医と相談する必要があります。

精子凍結保存管理料の費用は・・・

- ・精巣内精子採取術によって得られた精巣内精子を凍結する場合と高度乏精子症患者における射出精子を凍結する場合で保険点数が異なります。
- ・治療を受ける施設によらず管理料は一定です。
- ・別途、精子凍結保存維持管理料の費用も必要となる場合があります。
- ・保険診療の範囲で凍結した精子を使用する場合、融解に対する追加費用は発生しません。

選定療養（自費診療）が適応となるのは・・・

- ・医療上必要があると認められない、患者の都合により行われる精子の凍結又は融解が対象となります。
- ・選定療養における精子の凍結又は融解にかかる費用は治療を受ける施設によって異なります。
- ・保険診療（体外受精・顕微授精ほか）との併用が可能です。
- ・選定療養を行っていない施設もあります。

参考文献

1) 生殖・内分泌委員会報告. 日産婦誌(2024) 第76巻6号 p627—629

<https://fa.kyorin.co.jp/jsog/readPDF.php?file=76/6/076060627.pdf>